NEW BUSINESS CALENDAR

開業1年目の期限カレンダー

pencho.

v2・確認日 2026年10月29日

国税庁・日本年金機構・厚生労働省・東京都の公開情報にもとづく

開業日	青色申告 ／ 白色申告	インボイス登録：する ／ しない ／ 未定
（書き込んでください）	どちらかに○。青色なら承認申請の期限を下の表で	登録は任意。登録すると消費税を納める側になります

開業届より先に、請求書。

請求書・領収書に書く項目に、開業届は入っていません。取引先に頼まれた今日の1枚は、本名で・登録番号なしで、そのまま出せます。

いつまでに	やること	どこへ
☐ **今日**	**請求書・領収書**は、届出と関係なく出せる。屋号がなければ本名で、登録番号がなければ欄は空のまま	取引先・お客さんへ
☐ **退職日の翌日から14日以内**	国民年金（第1号被保険者）への切り替え。マイナポータルの電子申請も可	住所地の市区役所・町村役場
☐ **加入する資格を得た日から14日以内**	国民健康保険の加入（任意継続や家族の扶養に入る場合は別）	住んでいる市区町村の窓口
☐ **開業した年分の確定申告期限（翌年3月15日）まで（2026年1月1日以後の開業）**	開業届（個人事業の開業・廃業等届出書）。e-Tax なら本人確認書類の提示・写しは不要	納税地（ふつうは住んでいる所）の税務署
☐ **その年の3月15日まで（1月16日以後の開業は開業日から2か月以内）**	青色申告承認申請書（青色申告をするなら）。12月31日までに通知がなければ承認とみなされる（11月1日以後の開業は翌年2月15日）	納税地の税務署。e-Tax ソフト（WEB 版）のマイページからスマホでも
☐ **同じ期限**	青色事業専従者給与に関する届出書（家族に給与を払うなら）	納税地の税務署
☐ **事業開始の日から15日以内（東京都の例。都道府県で異なる）**	事業開始等申告書（個人事業税）	都道府県の税事務所
☐ **雇った日から10日以内**	労働保険の保険関係成立届（人を1人でも雇ったら）	労働基準監督署かハローワーク
☐ **開設の日から1か月以内**	給与支払事務所等の開設届出書（人を雇って給与を払い始めたら）。源泉徴収した所得税は翌月10日までに納める（常時10人未満なら、給与と税理士などの報酬の分は納期の特例で年2回も）	給与を払う事務所の所在地の税務署
☐ **翌年2月16日〜3月15日**	所得税の確定申告と納付。確定申告をすれば個人事業税の申告は不要（申告書の「事業税に関する事項」欄に記入）	納税地の税務署（e-Tax でも）

書類の保存

- 青色申告：帳簿は原則7年、領収書・預金通帳も7年（前々年の所得が300万円以下なら5年）、請求書・見積書・納品書などの書類は5年
- 白色申告：収入・経費を書いた法定帳簿は7年、ほかの帳簿と書類は5年
- PDF で送った・受け取った請求書や領収書は、PDF のまま保存（紙に印刷しての保存は不可）

青色申告特別控除（2026年分）

- **10万円**：簡易な帳簿でも可
- **55万円**：複式簿記で記帳し、貸借対照表・損益計算書を添えて期限内に申告
- **65万円**：55万円の要件に加えて、期限内に e-Tax で申告（または優良な電子帳簿で保存）
- 2027年分から：55万円の区分がなくなる。複式簿記で e-Tax なら65万円、さらに優良な電子帳簿などで保存し届出を出せば75万円（紙の申告は10万円まで）

消費税

- 開業1年目・2年目は、前々年の売上がないので原則として免税（前年1〜6月の売上と給与がどちらも1,000万円超などの例外あり）
- インボイスに登録すると、登録日から売上の額に関係なく納める側に
- 登録は任意。取引先と相談してから

最初の請求書・領収書は、スマホで今日つくれます（登録なしで作成・プレビュー）

開業届の出し方、青色申告の申請、1年目の消費税と確定申告の記事は、QR の先（開業したばかりの人の入口）にまとめています。

この紙は一般的な説明です。個別の扱いは税務署・税理士・お住まいの自治体の窓口にご確認ください。税務署の期限が土日祝・年末年始（12月29日〜1月3日）に当たるときは、休み明けの日が期限です。

pencho.jp/new-business